

○益子慎哉議長 次， 7 番深谷渉議員の発言を許します。深谷渉議員。

〔 7 番 深谷渉議員 登壇〕

○ 7 番（深谷渉議員） 7 番公明党の深谷渉でございます。ただいま議長より発言のお許しをいただきましたので，一般質問をさせていただきます。

初めに，公共交通についてでございます。

昨年 10 月から第 1 次地域公共交通再編が行われ，新たな移動手段，運行頻度，運賃体系でのスタートが切られました。今まで路線バス，市民バス，患者輸送バスのみどり号，スクールバス等混在していたバスを基本路線バスに統一，また，新たに市街地循環の路線バスを導入，料金も受益者負担，同一サービス，同一料金が原則となりました。

料金は，路線バス運賃を距離によって加算される 3 つの価格帯で 200 円， 300 円， 500 円に統一し，わかりやすく利用しやすい価格になり，例えば今まで里美地区から太田地区の市街地まで 1,500 円以上の利用料金が 500 円となりました。

私は以前，京都府の京丹後市の例を挙げて質問をいたしました。京丹後市では，利用者の少ないバス運行に，同じ公費を負担するなら空気を運ぶより乗客を運ぶほうが住民福祉の増進になり，有効な使われ方であるとの判断をいたしました。そして逆転の発想で定額料金の大幅な運賃の値下げを断行した結果，利用者が大幅に増え，一時 8,000 万円あった市の財政負担も 6,000 万円まで圧縮でき，公共交通の活性化と同時に財政負担も減らすことに成功いたしました。その観点から，私は，本市でも同様な公共交通の導入を訴えてきました。ぜひ今回の計画が市民の利用促進につながるよう念願するものでございます。

そこで 1 点目の質問といたしまして，今回の第 1 次公共交通再編後 8 カ月が過ぎ，路線バス，市街地循環バスの利用状況の分析をどのようにされているのかをお伺いをいたします。

2 点目の質問は，問題点の検討事項についてでございます。利用した市民からの声などを分析し，現在の問題点を絞り込んでいることと思います。議会においても 3 月の定例議会中に，各議員が路線バスでの登庁を実際に利用し，体験をいたしました。それだけでも何点かの課題が見つかりました。現在までに分析した検討事項をお示しください。また，喜びの声などがありましたらお聞かせください。

3 点目の質問は，利用促進についてでございます。今回の第 1 次公共交通再編が全国的にも数少ない例で，いかに画期的であっても，その利用が促進され市民福祉の増進につながらなければ意味がありません。高齢化の進んだ本市にとって，今後この公共交通網の整備は，安心して暮らせるまちづくりには欠かせないものと考えます。今後の利用促進策についての計画をお伺いいたします。

4 点目の質問は，小学校統合に伴う新路線についてでございます。来年平成 30 年，水府小学校と山田小学校が統合され，現在の中学校で小中一貫校としてスタートをいたします。それに伴い，通学のための新路線の設定が必要になってきます。学校統合推進に当たっての説明では，路線バスを水府中学校の正門前まで走行させ，旧給食センター跡地で U ターンするとの構想でございました。しかし，ご存じのように，水府中学校は小高いところに立地しており，県道常陸太田

大子線の旧道から幅員4メートルほどの狭い山道を時計回りに登らなければなりません。通学時間帯は限られますので、センターラインのないこの狭い幅員の道路に、一度に路線バス、歩行者、自転車、保護者の自家用車が集中し、非常に危険な状態になるのは明らかです。既に保護者からもそのような声が上がっております。道路改修や歩行者専用の道路の新設などのハード面から交通規制や安全の見守り体制などのソフト面まで、万全な安全対策が考えられ求められるところですが、どのような認識をされその対策をお考えなのか、新路線の設定内容とあわせてお伺いをいたします。

公共交通の最後の質問でございますけれども、第2次公共交通網の再編です。現在取り組んでいる第2次再編計画の検討内容と、その実施のスケジュールについて具体的にお伺いをいたします。

続きまして、就学援助についてでございます。

就学援助は、児童生徒の家庭が生活保護を受給するなど経済的に困窮している場合、学用品や給食、修学旅行などの一部を市区町村が支給し、国がその2分の1を補助する制度でございます。しかし、これまでは新入学時に必要なランドセルなどの学用品の費用について支給されるものの、国の要保護児童生徒援助費補助金要綱では、国庫補助の対象を児童または生徒の保護者としていたため、小学校入学前の予定者は、その費用が出るのは入学後の支給になっておりました。

文部科学省は、その要保護児童生徒援助費補助金要綱を今年の3月31日付で改正し、その支給対象者に、これまでの「児童または生徒」から新たに「就学予定者」を加え、入学前からの費用の支給が可能になりました。また、就学援助要保護児童のランドセルの購入等、新入学児童生徒学用品費の単価を従来の倍額、小学校では2万470円から4万600円、中学校では2万3,500円から4万7,400円の改正になりました。その改正内容を詳細にお伺いいたします。

次に、本市の現在の要保護・準要保護者について伺います。今年度の児童生徒の就学援助費の予算額は、約2,200万円でございます。要保護・準要保護者数についてと、その認定手順について具体的にお伺いをいたします。

次に、本市の就学援助実施要綱の改正についてお伺いをいたします。今回の措置はあくまで要保護児童生徒に限ったものであり、準要保護児童生徒はその対象にはなっておりません。また、要保護児童生徒の新入学用品の支給は、基本的には生活保護制度の教育扶助である入学準備金から既に入学前に支給されているため、本市において、この文科省の制度改正に伴う要保護児童生徒に対する予算及び制度の変更は、一部の例を除き、基本的には生じないものと認識しております。したがって、準要保護児童生徒に対する新入学児童生徒学用品費の対応については、今後、文科省の通知に従い、その単価の変更及び入学前からの支給について本市においても判断していくことになると思います。

私は、今回の国における改正の趣旨及び本市における準要保護児童生徒の数と現状を鑑みた場合、準要保護児童生徒に対しても平成30年度から実施できるよう準備を進めることが重要であると考えます。要保護の場合は2分の1の国からの予算措置がありますが、準要保護の場合は全額市の単独費用になります。そのため、準要保護への負担のあり方などは各自治体の判断となり

ます。そこで、今回の国の要綱改正に関連して、本市の就学援助実施要綱の改正などをどのように改正するのか、準要保護の認定基準は変わることがないのかをお伺いをいたします。

次に、今回の改正に基づいて平成30年からの実施を想定した場合、特に準要保護児童生徒を対象とする新入学児童生徒学用品費の入学前からの支給に対応するため、入学前支給の予算は平成29年度補正予算等で措置する必要があると思われます。システムの改正や要保護・準要保護者の認定の手順も早めなければならないと考えますが、ご所見をお伺いいたします。

3つ目の質問でございます。教員の働き方についてご質問いたします。

2016年9月30日、広告代理店大手の電通の新卒女性社員の自殺が労働基準監督署から過労死と認定された事件は大きな波紋を呼びました。政府が働き方改革実現会議を設置し、戦後最大級とも言われる労働制度改革に乗り出した最中の出来事で、働き方改革が今や国の最優先課題の1つと位置づけられ、その課題がさまざまに浮き彫りにされております。

そんな中、文部科学省は、本年4月28日、2016年度公立小中学校教員勤務実態調査の速報値を公表いたしました。公表された教員の勤務実態に私は驚きを隠せませんでした。それは、当調査で過労死の基準とされている月80時間を超える時間外勤務をしている教員が、小学校で3割以上、中学校で6割近くにも上っていて、平日平均勤務時間は小中学校とも11時間を超えて、過酷な勤務実態だったからでございます。この調査により、多くの教員が過重労働に陥っている実態が裏付けられました。もはや個人の努力だけではカバーし切れないのが現実で、国を挙げて進めている働き方改革は、学校の教員においても急務であります。

また、国際的に検証してみますと、これは2013年でございますけれども、経済協力開発機構(OECD)の34カ国地域を対象に実施した国際教員指導環境調査によれば、日本の教員は、1週間の平均勤務時間が各国平均より週約15時間長く、参加国地域の中で日本が最長でした。部活動など課外活動の指導時間は平均の3倍以上という結果も出ております。

国の内外で日本の教員の勤務実態が明らかになり、このような長時間勤務を放置すれば、授業内容を工夫したり、いじめの兆候を見つけたりする心の余裕まで奪われかねません。教員の喜びは、子どもたち一人ひとりと向き合い、成長を支えることこそにあるはずです。教員の疲弊は、本人はもちろんのこと、教育を受ける子どもたちにとって最も不幸なことであります。そこで、本市は教員の勤務実態をどのように認識しているのか、今回の教員勤務実態調査に基づいて、その現状をお伺いいたします。

次に、教員の長時間勤務になる要因について伺います。

授業だけではなく、生活指導や書類作成など業務が多岐にわたり、とりわけ部活動の練習試合や大会出場で土日を費やすことになる担当教員にとって大きな負担になっているのではないのでしょうか。今回の調査においても、細かく教員の業務を分け、長時間勤務が増えている各業務の現状を分析していますが、その結果を踏まえながら、本市での長時間勤務となる具体的な原因をどのようにお考えなのか、ご所見をお伺いいたします。

文部科学省は、全国各地における長時間勤務改善の取り組みをホームページで公開しております。地域住民が野球や卓球といった部活動の指導を支援している大阪府の中学校の取り組みなど、

参考になる事例が数多くあります。また、部活動の休養日を明確に定めた年間計画を作るなど、教員の負担を考慮した指導体制の構築も徹底されなければなりません。その他、ＩＣＴの活用などによる学校業務の効率化や勤務時間の適正な管理方法の導入、教員をサポートする専門スタッフ増員など考えられますが、本市の改善策について伺いをいたします。

次に、教員の負担軽減の切り札の制度として、今年４月からスタートした部活動指導員制度について伺います。

この制度で、中学や高校の部活動に地域の文化スポーツ指導者らを学校職員としての受け入れ、試合への単独引率や顧問への就任が可能になり、教員の負担軽減に期待が寄せられています。２０１５年、中央教育審議会が外部人材を活用する「チーム学校」の答申の中で、部活動指導員の創設を提言し、これを受け文科省が「学校教育法」の施行規則を改め制度化したものでございます。

以前から部活動に外部指導者を導入している学校はありました。ただ、立場が法令上明確でなく、報酬の有無は自治体によって異なっておりました。学校職員ではないため顧問は認められず、生徒を試合に単独で引率することも認められない状態でございました。今回の部活動指導員は、先ほど述べましたように、学校職員として報酬が支払われ、顧問につくこともできます。その上で、指導員が単独で生徒を引率できるよう、日本中学校体育連盟などの各団体は大会規則を改正する方針になりました。本市においてもこの制度による部活動指導員の制度を積極的に取り入れるべきと考えますが、ご所見をお伺いいたします。

最後の大きな質問、４番目に水道事業について伺いいたします。水道事業の現状の分析をもとに、中長期的な更新需要・財政収支の見通しについて伺いいたします。

国においては、回復の兆しを見せ始めた経済成長の恩恵を地方や中小企業に着実に広げていくとして、成長の分配の好循環の実現のための生活密着型インフラ整備を推進しております。平成２９年度水道施設整備予算には、全国の自治体で老朽化が進み、管路の更新が問題視されている水道施設の水質安全対策、耐震化対策として３５５億円が計上されました。前年度より２０億円の増額であります。水道管の修繕、改修を担う地域の中小・小規模事業所に経済波及効果が及ぶことが期待されるところでございます。

日本の水インフラは、高度成長期の１９７０年代に急速に整備が進み、水道は拡張を前提にさまざまな施策を講じてきました。しかし今、給水人口、給水量の減少による財政基盤の逼迫が課題となり、その上、一気に老朽化の波が押し寄せ、施設の更新需要に対応するために施策を講じなければならないという時代が到来しております。

そして、高度成長期とは違うもう一つの課題もあります。それは東日本大震災や昨年の熊本地震を経験し、水道においてもこれまでの震災対策を抜本的に見直した危機管理の対策を講じることが喫緊の課題とされているところでございます。

これらの諸課題の解決のために、アセットマネジメント、つまり資産管理によって水道事業の中長期的な更新需要と財政収支の見通しを把握しようという動きが出てきております。本市のアセットマネジメントの取り組み状況について伺います。本市の施設の老朽化の状況と更新の今後

の見通し、現在の管路の更新率の見通し、管路の継ぎ目に伸縮性を持たせたダクタイル鋳鉄管などの継ぎ手の耐震化率と、その耐震化の今後の進め方を含めながらご答弁をお願いいたします。

次に、本市の水道ビジョンにおける簡易水道事業と上水道事業の併存に対するご所見をお伺いいたします。

本市の水道事業は上水道事業と簡易水道事業に分かれており、簡易水道は事業規模が小さいことから、一般的に経営基盤が脆弱です。地域市民に対するサービス水準の維持向上を図る観点から、財務、技術基盤を強化していくためには効率的な経営体制の確立を図っていくことが喫緊の課題と考えます。

簡易水道事業においては、アセットマネジメントを通じた当市の適正化に着手するための大前提である公営企業会計の適用は全国的に進んでいない状況で、本市においても例外ではありません。簡易水道事業が公営企業会計の適用やアセットマネジメントに取り組めない背景には、人員に余裕がなく、その作業の時間がとれないという実態があります。また、職員数の削減を求められる状況で、本市でも水道に携わる職員が数年で人事異動し、料金収入の減衰や老朽施設の増加など、水道事業の潜在化した問題にたどりつけないまま異動することも1つの要素であり、担当した数年間では自ら管理する水道事業の問題を相対化して考えることは難しいと考えられます。目の前の運転だけで精いっぱいという状況ではないでしょうか。

しかし、本市のライフラインの確保という意味で水道事業の維持管理対策は、老朽化とはいえ、施設の稼働しているうちに長期的な視点で計画的に着手すべきものであり、現存する施設が機能できなくなれば、対処する手段も投資額も格段に大きくなる上に、上水道等の基幹施設が老朽化によって使用できなくなれば、長期間給水停止という状態にもなりかねません。

これらの課題のために、トータルなアセットマネジメントを通じて適切な水道施設の耐震化や維持整備を行い、市民が安心、安全な水の安定供給を受けられる持続可能な水道ビジョンと、そしてまた、簡易水道、上水道事業の併存に対するご所見をお伺いいたします。

以上で私の1回目の質問を終わります。ご答弁よろしくをお願いいたします。

○益子慎哉議長 答弁を求めます。政策企画部長。

〔綿引誠二政策企画部長 登壇〕

○綿引誠二政策企画部長 公共交通についての第1次公共交通再編後の状況についてのご質問にお答えいたします。

初めに、路線バス、市街地循環バスの利用状況についてでございますが、第1次再編を実施いたしました昨年10月から本年4月までの路線バスの利用者数は、延べ12万2,174人となっております。この数値を再編前となります平成27年度の路線バス、市民バス、患者輸送バス、スクールバス、全ての利用者数延べ23万2,089人と比較するため、1年間に換算いたしますと、延べ22万7,710人となりまして、再編前となる平成27年度の利用者数とほぼ同程度の利用状況となっております。このことから、再編前の市民バス、患者輸送バスを利用いただいていた方々につきましても、再編後の路線バスへの利用へと移行が進んでいるものと考えております。また、再編によりまして新たに運行を開始しました市街地循環線につきましては、昨年10

月から本年4月までの利用者数につきましては、延べ1,639人となっております、1便当たり
に換算しますと、平均1.1人という低い利用にとどまっております。

本年2月に実施いたしましたバス利用者へのアンケートにおきましても、まだ認知度が低いと
いう結果が出ておりますので、引き続き認知度向上に努めるとともに、利用状況を十分に精査い
たしまして、運行時間など運行内容の見直しを検討してまいりたいと考えております。

次に、現在の問題点の検討事項についてお答えいたします。

これまでバスの利用者からは、運行便数が増えたことによる、特にJR常陸太田駅、ここはバ
スのほうが集中するところがございますが、集中することによりまして、「自分が乗車するバス
の確認に時間がかかってしまう」、または「公共交通マップがわかりづらい」「市街地循環線へ
の乗り継ぎがわかりづらい」など、今後見直しを検討する必要があるご意見をいただいたところ
でございますが、一方で「運行便数が増えたことで外出するのに便利になった」、または「利用
料金が安くなってよかった」などのご意見もいただいているところでございます。

ご意見をいただいた問題点につきましては、随時速やかに検討して対応してまいりますととも
に、関係機関との調整が必要なものにつきましては、今後予定しております第2次再編に合わせ
まして見直しを実施してまいりたいと考えております。

次に、今後の利用促進策についてお答えいたします。

路線バスの利用促進を図るため、まず認知度を高める必要がありますことから、引き続き利用
促進、チラシの配布や各イベント会場などにおきましてバスの乗り方教室などを実施いたしまし
て、市民の継続的な利用促進に努めてまいりたいと考えております。

また、利用者からバスの乗り継ぎがわかりづらいとのご意見をいただいているところでござい
ますので、実際に路線バスに乗っていただいて、路線バスの便利さを実感していただくために、
新たな試みといたしまして、路線バスの利用が想定される特に高齢者の方を中心といたしまして、
今月、まず30日に第1弾として、第2弾としましては本年の秋口を予定しておりますが、スー
パーへの買い物や道の駅での昼食を行程に入れた体験バスツアーを実施する準備を現在進めてい
るところでございます。

次に、水府小学校、山田小学校統合に伴う新路線とその安全対策についてお答えいたします。

新路線の設定につきましては、現在、経路やダイヤ等につきまして交通事業者と検討を進めて
いるところでありまして、保護者の方々に対しましては、遅くとも本年の7月までには路線案を
お示しできるものと考えております。

また、児童生徒の通学手段としましては、路線バスのほか、徒歩通学、自転車通学、保護者によ
る自家用車の送迎などが想定されまして、登下校の時間帯における車両や歩行者の往来が今ま
で以上に増加することが考えられますので、議員ご発言のとおり、万全な安全対策を講じる必要
があるものと認識しております。

今後、道路管理者や警察及び交通事業者等の関係機関と調整を進めまして、児童生徒及び地域
住民の皆様の安全確保に向け、万全な対策を講じてまいりたいと考えております。

最後に、第2次公共交通の再編についての再編計画の検討事項とスケジュールについてお答え

いたします。

第2次再編につきましては、第1次再編において課題となった問題点の見直しを行うとともに、日立電鉄交通サービスが運行している路線バスのエリアを対象とした再編を実施することとしております。実施時期につきましては本年10月を予定しているところでございますが、本市内を運行する日立電鉄交通サービスの路線バスはJRの大甕駅に乗り入れをしております関係から、現在進められておりますJR大甕駅の改修工事や、本市内を運行する路線バスが接続を予定しておりますひたちBR TのJR常陸多賀駅までの延伸工事の進捗状況との調整が必要となりますことから、その動向を注視し、第2次再編のスケジュールを決定してまいりたいと考えております。

○益子慎哉議長 教育長。

〔中原一博教育長 登壇〕

○中原一博教育長 就学援助についての要保護児童生徒援助費補助金要綱の改正内容についてお答えいたします。

国の要保護及準要保護児童生徒援助費補助金及び特別教育就学奨励費要綱は、平成29年3月31日に一部が改正され、補助対象者に就学予定者を加え、新入学児童生徒学用品費等を入学年度開始前の支給も補助対象にできるように改正したものであり、平成29年4月1日から施行されております。

次に、本市の小中学校の要保護・準要保護者数とその認定手続についてでございますが、本市の平成29年4月1日現在における認定者は、小学校で要保護者が3名、準要保護者が111名、中学校で要保護者が6名、準要保護者が86名となっております。認定手続につきましては、毎年度、次年度の申請を取りまとめるため、12月に学校を通して全保護者にお知らせをし、2月までに申請を取りまとめ認定の可否を決定して、4月に認定通知を保護者宛に通知しているところであります。

次に、本市の就学援助実施要綱の改正についてでございますが、今回の国の要綱の改正は、要保護世帯の就学予定者への新入学児童生徒学用品費等を入学年度開始前に支給した場合でも補助の対象にできることとしたものであり、本市においては、要保護世帯への新入学児童生徒学用品費等は生活保護費より支給されており、直接的な影響はないものと考えております。

しかしながら、準要保護世帯への新入学児童生徒学用品費等の支給につきましては、要保護世帯同様取り扱いが必要となることから、入学する前に援助金を支給した後に市外へ転出した場合の援助金の取り扱いなどの課題を今後精査しまして、また、他市との連携を図りながら、順次要綱の改正を行ってまいりたいと考えております。

次に、新入学児童生徒学用品費の入学前からの支給に対する今後の予算措置とシステムの変更についてお答えいたします。

新入学児童生徒学用品費の支給時期につきましては、例年7月に支給を行っていたものを、今年度から5月に前倒しをして支給しております。入学前の支給とした場合には、入学する年度の前年度の予算に盛り込むこととなります。また、先ほど申し上げました課題等を解決しなければなりませんので、これらを踏まえ、導入について検討してまいります。さらに、当市においては

就学援助のシステム管理は行っておりませんが、事務の効率、あるいは事務に係る経費等を勘案しながら、導入について検討してまいりたいと考えております。

次に、教員の働き方の現状と改革についてのご質問にお答えいたします。

平成29年4月28日に文部科学省は、平成28年度教員勤務実態調査において、心身に不調を来す可能性が強まるとされる1カ月当たりの時間外勤務が80時間以上になる教員は、小学校で3割を超え、中学校では6割近くいると公表しました。本市におきましては、具体的な調査を行っておりませんが、学校現場の状況を見ますと、夜遅くまで翌日の授業の準備をしたり、週末に出勤して学校の業務を行っている教員も見られます。小中学校の教員の時間外における業務の主なものといたしましては、授業の準備や部活動が挙げられます。

本来児童生徒一人ひとりのニーズに応じたきめ細かな授業を通して学力などをはぐくむことは、教員の本文であります。現在、小学校では放課後に、中学校ではあき時間等を利用して授業の準備を進めておりますが、児童生徒のノートを丁寧に見たり、作品一つ一つに朱でコメントを記入したりするなどの時間も必要であります。また、理科の実験器具を準備する時間やプリントの作成などの授業の綿密な準備に必要な時間が十分とれない場合もあり、勤務時間内に終わらず長時間勤務を生んでいる要因の1つとも考えられます。

長時間勤務に対して、教育委員会といたしましては、これまでも教員の業務を支援するためにT T非常勤講師や助員等の人的配置をしたり、調査や報告等の電子化や簡略化を進めたりして負担軽減に努めてまいりました。また、市学校長会議において、定時退庁日の設定を進めたり、会議や校内研修の効率化を図ったりすることで、メリ張りを付けた勤務を行うよう指導してきているところでございます。さらに部活動については、市の中体連が1週間に2日、月曜日と週末のいずれか1日を部活動のない日とすることを申し合わせ事項として示しておりますので、今後とも厳守するよう指導してまいります。

次に、専門外の指導をする教員の支援など、部活動の指導体制を充実するために、平成29年3月14日に「学校教育法」施行規則の一部が改正され、部活動指導員は学校の職員として扱われるもので、実技指導のほかに学校外での活動、例えば大会や練習試合等の引率も行えると示されました。部活動は生徒の心身の成長に大きく寄与する活動であり、部活動指導員には競技の特性を生かした実技指導だけでなく、生徒への心理的な配慮も求められます。したがって、中学校の部活動指導員の導入は慎重に行わなければなりません。今後は部活動指導員としての確な人材を把握するとともに、他市町村の動向を踏まえながら、その導入について検討してまいります。

いずれにいたしましても、調査物の整理や校内会議の進め方の工夫など、これまで取り組んできた業務の効率化をさらに進めるなどして、教員が児童生徒一人ひとりとゆとりを持って向き合う時間を確保しながら、教育委員会といたしましては、過度な教員の長時間勤務の改善に努めてまいりたいと考えております。また、今後とも学校長に対して、メリ張りのある勤務形態や休業日の休養等を確保するなどして健康の保持に留意するよう引き続き指導してまいりたいと考えております。

○益子慎哉議長 上下水道部長。

〔江尻伸彦上下水道部長 登壇〕

○江尻伸彦上下水道部長 水道事業についての、持続可能な水道事業におけるアセットマネジメントについての質問にお答えいたします。

初めに、水道事業の現状の分析をもとに、中長期的な更新需要・財政収支の見直しについてでございますが、本市における水道事業は、上水道事業が昭和18年、簡易水道のうち水府地区が昭和42年、里美地区が昭和50年に開始され、数十年が経過しております。改修工事の目安となる建設から40年以上経過した管路は、平成29年3月末現在で約52キロ、全体の7.2%となっております。耐震化率について見てみますと、浄水場の耐震化率は83.3%、基幹管路の耐震化率は32.7%となっております。また、管の継ぎ目に伸縮性を持たせるダクタイル鋳鉄管などの耐震継ぎ手の耐震化率については11.7%となっております。対象となる管路の改修については、少しずつではありますが計画的に実施をしているところでございます。

持続可能な水道事業を目指す上で、アセットマネジメントは極めて重要であるという認識を持っていることから、的確な財産把握とバランスのとれた改修計画の作成を行ってまいります。財政収支については、今後管路の更新需要の増加や給水人口の減少による料金収入の減少が見込まれ、財政運営に不安要素を抱えております。しかし、的確なアセットマネジメントや年度ごとの収支状況を的確に把握し、安定した財政運営に努めてまいります。

続いて、本市の水道ビジョンにおける簡易水道事業と上水道事業の併存に対するご質問でございますが、水道事業は、合併前の旧市町村ごとにそれぞれの地形や地域の特性を生かした事業が実施されてまいりました。今後の事業運営に当たっては、「地方公営企業法」の適用による経営基盤の強化と財政基盤の安定が必要であることから、総務省の指針に基づいて、昨年度から簡易水道事業について調査を始めており、2年後の適用を目指しております。

また、現在の水道ビジョンは平成22年度に策定され、平成32年度までの計画期間としていることから、安心安全で持続可能な水道事業を構築するために、新水道ビジョンの策定に取り組んでまいりたいと考えております。その中で、簡易水道事業と上水道事業の併存についても検討してまいります。

今後もきれいで安全な水を市民の皆様に供給できるよう、引き続き調査研究をしてまいります。

○益子慎哉議長 深谷渉議員。

〔7番 深谷渉議員 質問者席へ〕

○7番（深谷渉議員） ただいまは詳細なご答弁、大変ありがとうございました。それでは2回目の質問に入らせていただきます。

最初に、第1次公共交通再編後の状況についてでございます。

現在、市内バスの利用状況についてはおおむね理解をいたしました。市街地の循環型のバスがもうちょっと利用率があるのかなと思いましたが、非常に低いという状況でありました。今後ともしっかりとこれを認知させていかななくてはならないと私自身も思っております。

3点目の今後の利用促進策についてでございます。先ほど答弁がありました体験バスツアー、

今回初めてそれを実施するわけでありますけれども、今後継続的に行っていく考えがあるのかどうか、1つお伺いしたいと思います。

○益子慎哉議長 政策企画部長。

○綿引誠二政策企画部長 市内公共交通の利用の促進のためには継続的な取り組みが必要と考えておりますことから、今回の実施状況を精査しまして、継続した取り組みとなりますよう検討してまいりたいと考えております。

○益子慎哉議長 深谷渉議員。

○7番（深谷渉議員） ぜひとも継続を続けていただきたいなと思います。というのは、私が先ほど例をとりました京丹後市の例でございますけれども、ここは実証運行開始1年前から毎月かさず情報提供を市の広報紙で行っていると。コストをかけずに定期的なコミュニケーションを実現して、多くの市民のバスの認知度を向上させているという例でございます。公共交通に乗りなれていない方には公共交通のサービス内容に関する情報がなかなか届かないというのが、こっちが思っているほど本当に届いていないというのが現状でありますので、ぜひとも何かしら継続的に行うことを実施していただきたいなということを要望いたします。

4点目の水府小学校、山田小学校統合に伴う新路線とその安全対策についてお伺いをいたします。現時点で考えられる対策というのは、具体的にはなかなか難しいのかなという気が、答弁を聞いていて思われました。

政策企画部長のほうから答弁がありましたけれども、小学校の統合の件でありますので、安全対策の面から、ぜひとも教育長のほうからご所見を伺いたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○益子慎哉議長 教育長。

○中原一博教育長 議員ご発言のとおり、狭い幅員に、同時時間帯に路線バスあるいは歩行者、自転車、保護者の自家用車などが集中して危険であるという意見もございます。教育委員会といたしましては、今後、関係部署等の指導をいただきながら、万全の安全対策を講じ、保護者の皆様を初め、市民の皆様にも納得していただけるよう対応してまいりたいと考えております。

○益子慎哉議長 深谷渉議員。

○7番（深谷渉議員） 教育長の答弁で、保護者という形で言われました。本当に保護者の方、一番ここが心配されている部分でございます。しっかりと経緯等を随時、PTAまた地域の方にお示ししていただきながら、地域の方が安心できるような対策を打っていただきたいなと。ここまでやってくれたんだからという、そういった声が出るまでやっていただきたいなと思います。事故が起きてからでは本当に遅いという認識でありますので、しっかりと対策をお願いしたいと思います。

第2次公共交通の再編については理解をいたしました。

続きまして、就学援助についてお伺いいたします。要保護・準要保護の児童生徒に対する今後の対応についてでございますけれども、本市の要綱改正に当たって、1回目の答弁で理解ができなかったものですから、もう一回、1回目の質問で述べたように、準要保護児童生徒に対する国

の予算措置はありませんので、全額が各自治体の単費となります。要保護者の人数より、今お聞きしました準要保護者の人数がはるかに多く、新入学児童生徒学用品費の支給額が倍額になったのを契機に、準要保護者の認定基準を厳しくして、費用の増大を押さえる事態が出る可能性も考えられます。私はその点を危惧しているのですが、改めて確認します。準要保護の認定基準は今までどおりで実施されるということでしょうか。

○益子慎哉議長 教育長。

○中原一博教育長 文部科学省から2月に予算案が示されましたので、今年度既に予算措置をしております。認定基準はこれまでどおり変わらずに行ってまいります。

○益子慎哉議長 深谷渉議員。

○7番（深谷渉議員） ぜひともよろしくお願いいたします。

次に、本市の就学支援システムは導入していないということでありましたので、システムの変更の経費はかかわらないということで認識をいたしました。今後、答弁の中には就学支援システムの導入も図るというような、経費の問題を考えながら図るということでもありますけれども、人数的に見てそこまで必要ないのかなという気もいたします。今後ともシステムがなくてもきちんと児童生徒に行き渡る対策をよろしくお願いいたします。

続きまして、教員の働き方についての質問をさせていただきます。

1つ目の教員実態なんですけれども、以前の調査よりだんだん教員の勤務時間が長くなっている現状を本当に放置してしまえば、教員の心身の健康が損なわれかねませんし、子どもと向き合う時間も十分確保ができません。今、教育長の答弁にはこれまでもずっと取り組んできたということでもありますけれども、随時取り組んできていながら、やっぱり時間が長くなっているというのが現状でありますので、本当に切り札的な施策というのが必要になってくるのかなということを改めて感じております。

改善策でございますけれども、勤務実態と合った給与制度への変更も必要なのかなという考えも私はしております。何時間働いても基本的に給与が変わらないため、勤務の管理がおろそかになって無制限の時間外勤務を招いている側面が指摘されていたりしております。教員の勤務管理というのは現時点でどのようになっているのか、よろしく答弁のほどお願いします。

○益子慎哉議長 教育長。

○中原一博教育長 教員の給与には残業手当はございませんが、そのかわりに教諭等には一律給与の4%の調整額が与えられているところであります。勤務の実態については、各学校で毎日の解錠あるいは施錠時刻を、当直日誌がございまして、それに記載し、例えば退勤が遅い日が続いているような場合は校長や教頭が教員に確認し、その都度指導しているところであります。

また、教員の勤務管理意識を高めることは、やはり校長の大切な役割でございますので、校長会におきましては、6月と10月に職員の在校時間の調査を行っているところであります。

○益子慎哉議長 深谷渉議員。

○7番（深谷渉議員） ぜひとも指導の徹底をよろしくお願いいたします。

続きまして、今年度スタートしました部活動指導員制度の導入についてでございます。今回の

調査で、中学校教員の土日の部活動の指導時間は10年前の2倍に膨れ上がっているということが判明いたしました。大切なのは、学校運営に地域や外部の人材がかかわる「チーム学校」の視点だと思います。スクールカウンセラーの配置が広がったように、部活動指導員制度の導入による外部人材の活用は不可欠なものになってくると私は考えております。生徒へのメリットは、より高度な技術指導が受けられる点になります。顧問を務める教員の中には競技未経験の人もいるだけに、指導員による技術力の向上も期待されております。

ただ、ご答弁にありましたとおり、指導や練習が熱心になると、生徒への心理的な配慮ができなくなり、生徒の負担が増え、保護者の不安などが出てくる可能性も十分考えられます。しかし、他市の動向を踏まえているだけではなく、いつでも受け入れができる体制を作っていく必要があるのではないかと思いますけれども、その点のご所見をお伺いいたします。

○益子慎哉議長 教育長。

○中原一博教育長 部活動指導員の導入については、まず、部活動指導員の身分、あるいは任用に係る規則を整備しなければなりません。そして、部活動指導員の職務あるいは資質を高めるための研修等についても行わなければなりません。したがって、これらの資格条件、導入する際の手順、研修内容等に係る規則、規定等を整えた上で、この導入について検討してまいりたいと考えております。

○益子慎哉議長 深谷渉議員。

○7番（深谷渉議員） ぜひとも導入に向けての検討を具体的に文科省のほうから「学校教育法施行規則の一部を改正する省令」も出ておまして、導入する場合の手順や指導員に係る規則整備等、また資格条件、資質の見きわめ方、そしてまた、指導員に対する研修等も細かく規定されておりますので、ぜひ本市のそういった規定を作っておいて、状況を見ながらすぐに対応できる対策をよろしくお願いしたいと思います。

松野文科大臣は今年になって、閣議の後の記者会見で、部活動の適正化を推進し、教員負担を大幅に減らしたいと話し、また、部活動を含む教員の働き方改革を進めるため、事務作業の効率化といった業務改善に取り組む重点モデル地域を今年20カ所程度を指定して、効果的な業務改革策を全国に発信すると説明をしております。これらの発信に注意を払いながら導入できる部分を参考にしていきたいと思います。

子どもたちにとって最大の教育環境は教員です。その教員の勤務時間を最大限子どもたちに時間的余裕をもって向けられる体制を作っていかなければならないことをお願いいたします。

最後に、水道事業についてでございます。この部分は要望だけにとどめたいと思います。

水道事業の収支の悪化というのは、本当に漏水事故の発生を招き水の安定供給に支障を来すなど、住民生活の質の悪化をもたらします。アセットマネジメントの結果に基づき、健全な水道事業の継続のための対策をぜひともよろしくお願いいたします。これまで市民の生活や経済活動を支えてきた水道の恩恵をこれからも安心して享受できるよう、本市の持続可能な水道ビジョン作成を要望し、一般質問を終了いたします。大変ありがとうございました。